

「(仮称)川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

1 一時保護施設とは

(1) 設置目的

児童福祉法第12条の4第1項に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

(2) 設置主体

必要に応じて児童相談所が設ける。

(3) 一時保護の実施状況

本市児童相談所の令和5年度の一時保護の事由は、虐待によるものが最も多く(77.8%)、虐待以外の養護や非行によるものが続く。

〔表1「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書(令和5年度版)より抜粋〕

		児童相談所	
		令和5年度	
養護	虐待	325	(77.8%)
	その他養護	56	(13.4%)
障害	害	1	(0.2%)
	非行	32	(7.7%)
育成	成	4	(1.0%)
保健・その他		0	(0.0%)
合計	計	418	(100.0%)

2 条例制定の経緯

- これまで一時保護施設の設備・運営基準は、児童養護施設の基準を準用。⇒令和4年の改正児童福祉法により、こどもにより手厚い対応を行うため、令和6年4月1日に**新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準(内閣府令)が定められた。**
- 内閣府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定している。
- 児童福祉法の規定により、基準を条例で制定しなければならない。(内閣府令の施行日から起算して1年を超えない期間内)

3 基準条例の概要

(1) 制定する条例の名称

「(仮称)川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」

(2) 条例制定における基本的な考え方

国の基準(内閣府令)の**各規程は、児童福祉法の基本理念に即したものである**、本条例について、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、**内閣府令同様の内容の規定**とする。

(3) 内閣府令の主な規定内容 下線は参酌すべき基準を含む

- ▶ 第三者評価(第4条)
- ▶ 設備の基準(第15条)
- ▶ 夜間の職員配置(第19条)
- ▶ 衛生管理等(第25条)
- ▶ 児童の教育(第29条)
- ▶ その他運営に関する事項等(安全計画の策定等)
- ▶ 経過措置(設備基準、職員配置基準等)
- ▶ 児童の権利擁護等(第9条)
- ▶ 職員配置基準(第18条)
- ▶ 管理者等(第20条)
- ▶ 児童の健康状態の把握(第27条)

(4) 従前の基準からの主な変更点 下線は変更点

	従前の基準(児童養護施設基準)	内閣府令
職員配置	児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、栄養士、調理員、看護師(乳幼児入所施設の場合)、心理療法担当職員(心理療法要する又は児童10人以上の場合)	児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、栄養士、調理員、 <u>看護師、心理療法担当職員、学習指導員</u> ※
配置基準	・2歳未満:1人以上/1.6人 ・2歳以上3歳未満:1人以上/2人 ・3歳以上幼児:1人以上/4人 ・小学校以降児童:1人以上/5.5人	・2歳未満:1人以上/1.6人 ・2歳以上3歳未満:1人以上/2人 ・ <u>3歳以上:1人以上/3人</u>
夜間配置	明示なし	<u>職員2人以上。ユニットの場合、1人以上/1ユニット。ただし、職員全体で2人以上。</u>

※学習指導を委託する施設は学習指導員を、児童10人以下の施設は個別対応職員を、児童40人以下の施設では栄養士を、調理業務を委託する施設においては調理員を置かないことができる

4 今後のスケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月
パブコメ 手続		パブコメ 実施		・上旬 パブコメ 結果公表	
市議会	・中旬 文教委員会 (パブコメ実施)			・上旬 文教委員会 (パブコメ報告)	議案審査

令和7年4月1日までに施行